

専決処分

- ◇議案第32号 高鍋町税条例等の一部改正について（専決第1号）
未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦・寡夫控除の見直し、所有者不明の土地等に係る固定資産税の課税上の課題への対応等の改正。
- ◇議案第33号 高鍋町国民健康保険税条例の一部改正について（専決第2号）
基礎課税額に係る課税限度額及び保険税軽減措置の所得判定基準額の引き上げ等の改正。
- ◇議案第34号 高鍋町税条例の一部改正について（専決第11号）
新型コロナウイルス感染症及び、そのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るための、軽減措置の創設、徴収の猶予制度の創設等の改正を行うもの。
- ◇議案第35号～議案第46号 支払督促の訴訟への移行による訴えの提起について（専決第3号）～（専決第8号）、（専決第10号）、（専決第13号）～（専決第16号）、（専決第18号）
町営住宅使用料滞納者及び連帯保証人について、速やかに訴訟手続きを行う必要があったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分とした。
- ◇議案第47号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）（専決第9号）
新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が減少した事業者の当面の生活資金及び事業の継続を支援するため、早急な対応を行う必要があることから、専決処分とした。
- ◇議案第48号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）（専決第12号）
国の補正予算成立後、速やかに特別定額給付金、及び、子育て世代への臨時特別給付金を支給するため、専決処分とした。
- ◇議案第49号 令和2年度高鍋町一般会計補正予算（第3号）（専決第17号）
ひとり親世帯の経済的支援、事業者の支援の拡充、及び、プレミアム付商品券発行事業を、早急に実行するため、専決処分とした。

※主な補正の内容：議員の行政調査費の減額、各種イベント等の中止による経費の減額、ひとり親世帯応援給付金、新型コロナウイルス感染症緊急対策給付金、プレミアム付商品券発行事業補助金の増額。

専決処分とは

議会の議決・決定を経なければならない事柄について、地方公共団体の長が地方自治法の規定に基づいて、議会の議決・決定の前に自ら処理すること。



元議員 水町 茂氏へ双光章

1986（昭和61）年に高鍋町議に当選し、8期31年にわたり議長を2年、副議長を2年努め、町議会議員として地方自治の振興発展や住民の福祉向上に寄与。町議会のけん引役として手腕を発揮されました。（2020年春の叙勲）

人事・意見書・総括質疑

人事

◆農業委員会委員（新任） 坂元 洋子 氏	◆農業委員会委員（新任） 松井正一郎 氏	◆農業委員会委員（再任） 坂本 弘志 氏	◆農業委員会委員（新任） 山口 祐三 氏	◆農業委員会委員（再任） 幸妻 正浩 氏	◆農業委員会委員（再任） 松崎 久則 氏	◆農業委員会委員（新任） 上野 光正 氏
-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

意見書（要旨）

◆新型コロナウイルス感染症対策に係る財源確保等を求める意見書

国においては、国民の生命及び健康並びに生活を守るため、左記の事項に取り組まれるよう強く要望する。

- 一、新型コロナウイルス感染症の拡大防止及び医療提供体制の維持のため、必要な財源を確保するとともに、具体的な対策を講じること。
- 二、甚大な影響を受けている住民生活や地域経済に対し、地方公共団体が必要かつ十分な支援を講じることが出来るよう、今後も追加の補正予算を措置するなど、確実な財源対策を講じること。
- 三、自治体が実施する対策に対しては、特別交付税の増額などの財政措置を確実に講ずること。
- 四、緊急事態宣言解除後の感染防止対策を徹底するとともに、国民に求められている「新たな生活様式」に対応できる、必要な予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年6月16日

宮崎県高鍋町議会
（全員賛成で可決）

総括質疑

- | | | | |
|--|--|---|---|
| <p>問 国民健康保険税の減税はどのくらいの見込みか。</p> <p>答 一人当たり約1万円。一世帯当たり約1万7千円程の減額。</p> | <p>問 介護保険料減免について、所得の減少した証明が必要か。</p> <p>答 証明書・帳簿等の提出を前提として、柔軟に判断する。</p> | <p>問 重度心身障がい者医療費助成について、その改正内容は。</p> <p>答 これまでの償還払いから、1医療機関毎に月500円の窓口支払いに変更。</p> | <p>問 補正予算中、追加補正の債務負担行為は。</p> <p>答 商工会館の建設予定地の変更により、改めて設定をしないもの。</p> |
|--|--|---|---|